

令和2年4月7日

緊急事態宣言発令による本区の対応方針について

新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令を受け、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、当面、本区の対応方針を以下のとおりとする。

(1) 施設の運営について

継続する施設：本庁舎、両特別出張所、保健所・保健センター、おとしより相談センター、マイホーム新川・はるみ等の入所施設、浜町メモリアル、セレモニーホール、休日応急診療所等の医療施設、公衆浴場

休業する施設：継続する施設以外は、区立学校を含め全て休業する。

※学校・幼稚園や社会福祉施設で行っている事業（サービス）については、個々の状況に応じて各施設において対応する。

※休業の周知については、ホームページ及び施設への張り紙など区民等へ適切な広報を行う。

(2) イベント・会議等の取扱いについて

イベント及び会議等については、原則として延期または中止とする。

※イベントには、講座、講習会、講演会を含む。

(3) 事務事業について

区民サービスの低下を招かないことを基本として、事務事業の継続・充実に努める。

- ・ごみと資源の収集、江戸バスの運行、コミュニティサイクルは事業を継続する。
- ・緊急融資をはじめ、商工相談等については充実に努める。
- ・区民や事業者の疑問や不安に対応するため、新たに相談センターを設置する。

(4) 本方針に基づく実施期間

緊急事態措置を要請された期間：4月8日から5月6日まで

ただし、開始時期については、利用者への周知期間及び職員等の配置などの調整を要する場合は柔軟に対応する。